

2020年度 札幌学院大学 教員免許状更新講習 募集要項

平成19年6月の改正教育職員免許法の成立により、平成21年4月1日から教員免許更新制がスタートしました。これにより、各自の修了確認期限までに30時間以上の免許状更新講習の課程を修了し、必要な手続きを行うことが必要になります。

今年度、本学では、「選択領域講習」の免許状更新講習を開設いたします。日程、申込み方法など詳細は以下のとおりです。

本学の2020年度の教員免許状更新講習は、予定通り対面授業で実施いたします。

ただし、新型コロナウイルス感染症の今後の感染拡大等の状況や本学の危機管理レベルによっては、開講中止とせざるを得ない場合もあります。

講習を開講するのは、本学の危機管理レベルが「0または1」の場合のみであり、レベル2以上となった場合は、開講を中止いたします。現在の危機管理レベルは大学公式ホームページのトップに表示いたします。最新の情報は本学ホームページでご確認ください。

<https://www.sgu.ac.jp/information/corona.html>

講習の実施にあたっては3つの密を回避し、感染症対策に万全を期すため、参加者の方におかれましては、マスク着用を必須とさせていただきます。また、当日、風邪の症状がある場合は受講できませんので、当日朝、ご自身でご自宅にて検温等で体調をご確認のうえ異常の無い場合のみ受講願います。咳や熱等、異常がある場合は受講できませんのでその際はお電話にてご連絡願います。その場合は後日受講料を返還させていただきます。また、新型コロナウイルス感染症の影響次第では、開講を中止とせざるを得ない場合もございます。その場合、後日の振替での講習は予定しておりません。受講料のみ返還させていただきます。尚、中止になった場合は、本学ホームページの掲載と受講申し込み時に登録したメールアドレスへ連絡いたします。

さらに、国、県からの都道府県をまたぐ移動の自粛要請を踏まえ、今年度の本学更新講習は、居住地(または勤務先)が北海道内の方のみを受講可とさせていただきます。

ご不便おかけいたしまして誠に申し訳ございませんが、ご理解・ご協力の程よろしく願います。

■受講対象者（受講資格）

本学が行う2020年度教員免許状更新講習の受講対象者は、現職教員や新たに教員としての採用が予定されている方で、修了確認期限、有効期間の満了の日が令和3(2021)年3月31日の方と、令和4(2022)年3月31日の方とします。

更新講習の受講対象者（講習を受講できる者）は、普通免許状又は特別免許状を有する者で、以下に該当する者です。

- ① 現職教員（校長、副校長、教頭を含む。ただし、指導改善研修中の者を除く）
 - ② 実習助手、寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員
 - ③ 教育長、指導主事、社会教育主事、その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する指導等を行う者
 - ④ ③に準ずる者として免許管理者が定める者
 - ⑤ 文部科学大臣が指定した専修学校の高等課程の教員
 - ⑥ 上記に掲げる者のほか、文部科学大臣が別に定める者
- また、今後教員になる可能性が高い者として、
- ⑦ 教員採用内定者
 - ⑧ 教育委員会や学校法人などが作成した臨時任用（または非常勤）教員リストに登載されている者
 - ⑨ 過去に教員として勤務した経験のある者
 - ⑩ 認定こども園で勤務する保育士
 - ⑪ 認可保育所で勤務する保育士
 - ⑫ 幼稚園を設置する者が設置する認可外保育施設で勤務している保育士

<次ページに続く>

<旧免許状（平成21年3月31日までに授与された教諭免許状又は養護教諭免許状を持つ方）（栄養教諭免許状を持つ方を除く）>

<令和3(2021)年3月31日に修了確認期限を迎える方>

昭和30年4月2日～昭和31年4月1日生まれ
昭和40年4月2日～昭和41年4月1日生まれ
昭和50年4月2日～昭和51年4月1日生まれ

<令和4(2022)年3月31日に修了確認期限を迎える方>

昭和31年4月2日～昭和32年4月1日生まれ
昭和41年4月2日～昭和42年4月1日生まれ
昭和51年4月2日～昭和52年4月1日生まれ

※1巡目に更新を行った方に限ります。また、現在休眠状態の免許状を所持する方は、随時更新講習の受講が可能です。その場合は、申込前にご相談ください。

<新免許状（平成21年4月1日以降に初めて授与された免許状）を持つ方>

各自の免許状の「有効期間の満了の日」が令和3(2021)年3月31日の方と、令和4(2022)年3月31日の方

*なお、制度に関する詳細は、文部科学省および各都道府県教育委員会のホームページ等で確認してください。

文部科学省 HP : http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/index.htm

*文部科学省ホームページにて修了確認期限を確認することができます。

http://www.mext.go.jp/a_menu/shotou/koushin/003/index1.htm

■受講証明

更新講習を受講する際には、受講申込書に次の区分により受講対象者であることの証明を受ける必要があります。

受講対象者の区分		証明の方法（※注）	
教育職員・ 教育の職	教育職員（主幹教諭、指導教諭、教諭、助教諭、養護教諭、養護助教諭、栄養教諭、主幹保育教諭、指導保育教諭、保育教諭、助保育教諭、講師） （免許法第9条の3Ⅲ①）	公立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は教育委員会	
	校長（園長）、副校長（副園長）、教頭、実習助手、 寄宿舎指導員、学校栄養職員、養護職員 （免許状更新講習規則第9条Ⅰ①）	国立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長	
		私立学校 校長の証明 ※校長本人の場合は法人の長	
	指導主事、社会教育主事その他教育委員会において学校教育又は社会教育に関する専門的事項の指導等に関する事務に従事している者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ②）	共同調理場に勤務する学校栄養職員 場長の証明 ※場長本人の場合は教育委員会	
		国・地方公共団体の職員等で、上記の者に準ずる者として免許管理者が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ③）	任命権者の証明
		任命権者又は雇用者の証明	
その他文部科学大臣が定める者（免許状更新講習規則第9条Ⅰ④）	任命権者又は雇用者の証明		
教員採用 内定者・ 教員採用 内定者に 準ずる者	その者の任命権者・雇用者の証明		
	教員採用内定者（免許法第9条の3Ⅲ②）	任用又は雇用予定の者の証明	
	教員勤務経験者（免許状更新講習規則第9条Ⅱ①）	任用又は雇用していた者の証明	
	認定こども園及び認可保育所の保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の長の証明	
	幼稚園と同一の設置者が設置する認可外保育施設に勤務する保育士 （免許状更新講習規則第9条Ⅱ②）	当該施設の設置者の証明	
教育職員となることが見込まれる者（臨時任用リスト搭載者等）（免許状更新講習規則第9条Ⅱ③）	任用又は雇用する可能性がある者の証明		

（※注）証明者については例示であり、受講申し込みを行う者の任命権者が定めた者による証明であれば差し支えない。

（例えば、現職の公立学校教諭の証明者が校長ではなく教育委員会の教育事務所長であった場合など。）

<次ページに続く>

2020年度 札幌学院大学教員免許状更新講習 開講一覧

■ 選択領域

【選択】 生徒指導の今日的課題と対応について		定員	30名
対象職種	教諭 (主な受講対象者：小学校、中学校、高等学校、特別支援学校)	受講料	6,000円
開催日時	2020年10月24日(土) 9:50~18:30 (講習6時間+履修認定試験1時間)		
会場	札幌学院大学 第一キャンパス (江別市文京台11番地)		
担当講師	川原 茂雄教員		
講習内容	社会や学校の状況、子どもたちの生活の変化を踏まえながら、学校としての組織的な対応による生徒指導を進めることが求められています。本講座では、子どもの人権を尊重する生徒指導の在り方、特に懲戒・校則・体罰について、子どもの権利条約や関連法規、判例などの理解を深めながら、受講生とともに考えていきたいと思えます。		

■ 講習の申込み手続き・日程

(1) 仮申込み(受講予約申込)

仮申込み期間内に本学教員免許状更新講習申し込みサイトにて以下の必要事項を入力の上、お申し込みください。

- ・氏名、フリガナ
- ・性別
- ・生年月日
- ・郵便番号、住所
- ・連絡先電話番号(自宅・携帯電話)
- ・連絡先メールアドレス
(※携帯電話及びスマートフォン等のメールアドレスでも構いませんが、本学からのメールが受信できるように設定等をお願いいたします。常に本学からの連絡が確認できるようにお願いいたします。)
- ・受講対象者の区分、職名
- ・勤務先(予定勤務先)
- ・担当教科
- ・所有免許状、授与年月日
- ・修了確認期限(旧免許状所持者)、有効期間の満了の年月日(新免許状所持者)
→※旧免許状所持者で1回目の更新をされた方は、各自、都道府県教育委員会から発行された確認証明書で自身の修了確認期限を確認してください。
→※新免許状所持者は、各自の免許状に記載されている有効期間の満了日を確認してください。
→※旧免許状所持者で免許状が休眠状態となっている方は、必要に応じて受講することができますが、受講資格(認可保育園の保育士、教員勤務経験者で教員になることを希望する方、教員採用見込みの方など)があるかの確認が必要となります。教育支援課・教職課程までお問合せください。
- ・申込みを希望する講座(講習コード・講習名)
- ・出身校(札幌圏教職課程コンソーシアム協定校の卒業生等は必ず入力してください。)
※「札幌圏教職課程コンソーシアム」…北星学園大学、札幌大学、酪農学園大学、札幌学院大学が参加
- ・支援の希望
- ・駐車場の利用

<次ページに続く>

仮申込み期間

2020年9月1日(火)9:00 ~ 2020年9月16日(水)15:00

本学教員免許状更新講習申し込みサイト

本学ホームページ (<http://www.sgu.ac.jp>) からアクセスしてください

トップページの SGU News(お知らせ)の下

【教員免許状更新講習】をクリック



ページ内のリンク「**教員免許状更新講習仮申込み**」をクリック

※申込は先着順となります。札幌圏教職課程コンソーシアム協定校の卒業生・協定校同一法人の教員の優先は今年度はありませんので、ご了承ください。

【協定校】北星学園大学、札幌大学、酪農学園大学、札幌学院大学

※仮申込み期間以外の手続きについては、受付いたしません。また、申込サイト以外の方法（電話、FAX等）での仮申込みはできませんのでご注意願います。

※入力事項に不備等がある場合には、連絡先メールアドレスに E-Mail 等で連絡いたします。

(2) 受講者決定の連絡

仮申込み期間後に受講者を決定し、連絡先メールアドレス宛てに通知するとともに本申込みに必要な書類を郵送いたします。抽選に漏れてしまった場合は受講の不許可について連絡いたします。

※E-Mailによる受講者決定通知は、2020年9月18日(金)を予定しており、受講が決定した方には、併せて本申込みに必要な書類を発送します。

※受講者決定通知後にキャンセルする場合には、電話にてご連絡ください。

(3) 本申込み

受講が決定した方には、本申込みに必要な書類を郵送いたしますので、下記の提出書類を本申込み期限までに「札幌学院大学 教育支援課 教職課程 宛」に郵送してください。

(送料はご負担ください。)

受講料振込用紙(払込取扱票)も同封されておりますので、こちらも本申込み期限までに最寄の金融機関にてお振込みください。

(お振込みいただいた際の受領証は受講終了までお手元で保管ください。)

<提出書類>

1. 受講申込書

- ・ご自身が受講対象者であることについて、勤務先の校長、教育委員会教育長等から職印(公印 ※私印不可)で証明していただく必要があります。
- ・正面、上半身、脱帽、縦4cm×横3cmの3か月以内に撮影した写真を貼付してください。

2. 写真票

- ・正面、上半身、脱帽、縦4cm ×横3cmの3か月以内に撮影した写真を貼付してください。

3. ※旧免許状所持者で2巡目の方のみ

- ・都道府県教育委員会から発行された「更新講習修了の確認証明書の写し(コピー)」が必要となりますので、添付してください。

4. 旧免許状所持者で修了確認期限を延期している方、新免許状所持者で有効期間の延長を行っている方は、必ず教育委員会から発行された証明書の写しを添付してください。

5. 事前アンケート/課題意識調査

<次ページに続く>

本申込み期限
2020年10月9日(金)17:00

本申込み 提出書類 郵送先
〒069-8555 江別市文京台11番地 札幌学院大学 教育支援課 教職課程 宛

※本申込み期限までに手続きが完了しない場合（提出書類が提出されない場合、受講料の納入がされていない場合）には、受講する意思がないものとして取り扱います。

(4) 申込み完了

手続きが完了いたしましたら、受講票をお送りいたします。
受講票は 10月13日(火)以降に発送予定です。

※10月9日決定後以降も新型コロナウイルス感染症の拡大等状況により、中止になる可能性がございます。

(5) 講習当日

- ・当日は筆記用具、受講票のほかに、身分証明書をご持参ください。
※成績審査の適正性を確保するため、履修認定試験の際に身分証明書の提示を求めることがあります。
- ・当日は受付の混雑が予想されますので、時間に余裕をもってお越しください。
- ・遅刻、早退、欠席は認められません。あらかじめご自身のスケジュールをご調整いただき、講習をお申込みいただくようお願いいたします。

(6) 新型コロナウイルス感染症等の感染予防対策について

新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、受講される方は以下の点に留意するとともに、選考検査当日の体調管理に万全を期してください。

※ 当日、入場時に健康状況を確認いたします。

■体調不良の方について

次の方は他の受講者等への感染のおそれがあるため、受講を控えていただくようお願いいたします。なお、これを理由とした欠席者向けの振替講習の予定はありません。

- ①新型コロナウイルス感染症など（学校保健安全法で出席の停止が定められている感染症）に罹患し治療していない方
- ②保健所から「濃厚接触者」にあたるとして、自宅待機を要請されている方
- ③選考検査当日までに発熱や咳などの風邪症状が続いている方

■マスクの着用等について

講習当日は、感染予防のため、必ずマスクを着用するようお願いいたします。

また、携帯用の手指消毒用アルコールをお持ちの方は、持参しても差し支えありません。

■教室の換気について

教室は換気のため、適宜、窓やドアを開けます。室温の高低に対応できるよう服装には注意してください。

◎今後の新型コロナウイルス感染症の拡大等状況などによっては、中止する場合がありますので、ご承知おきください

(6) 履修認定

各講座において試験を行い、履修認定を行います。合格者には「履修証明書」を、不合格者にはその旨を書類で送付します。 ●履修認定時期： 2020年12月18日

<次ページに続く>

(7) 修了確認の申請について

必修領域を6時間以上・選択必修領域を6時間以上・選択領域を18時間以上、合わせて30時間以上の講習を受講・修了した後は免許管理者（※）へ修了確認の申請を行う必要があります。講習を修了しても、修了確認の申請をしないと更新手続きが完了しませんのでご注意ください。なお、更新手続きの詳細については都道府県教育委員会によって異なりますので、都道府県教育委員会に直接お問合せください。

※免許管理者

- ・現職教員の方は勤務地の都道府県教育委員会
- ・現職教員として勤務していない教員免許状所持者の方は住所地の都道府県教育委員会

(8) その他

●講習の開講中止、キャンセル、受講料の返還に関する扱い

開講中止となった場合は、本学ホームページの掲載及び、受講申し込み時に登録したメールアドレスへ連絡いたします。振替の講習は行いません。後日、受講料全額を返還いたします。また、新型コロナウイルス感染症以外の理由によるキャンセルについては、3日前までにご連絡ください。※キャンセルにつきましては、電話にてご連絡ください。

●身体に障がいがある方へ

身体に障がいがあり、講習受講上特別な配慮を必要とする方には、可能な限り対応していきたいと考えております。仮申込みの際に電話またはメールにてご相談ください。

●個人情報の取扱について

申込時に得た個人情報の取り扱いについては、「①教員免許状更新講習の受講及び履修認定試験に関する業務」、「②免許管理者（都道府県教育委員会）より履修認定に関する照会があった場合」の目的に限り利用し、本学において適切に管理します。原則として個人情報を第三者に開示しません。ただし、法律上開示すべき義務を負う場合や本人または第三者の生命・身体・財産その他の権利、利益などを保護するために必要と判断できる場合、その他緊急の必要があり個別の承諾を得ることができない場合には、例外的に本人または第三者の個人情報を開示する場合があります。あらかじめご了承ください。

●保険等の加入について

本学では教員免許状更新講習のための保険には加入しておりません。傷害保険等のご加入は受講者様のご判断でご対応願います。

●その他

- ・講習中は、スタッフが教室等に入り、写真を撮影しますのでご承知おきください。撮影した写真は、本学ホームページ、事業報告等に掲載するために利用し、その他の目的には使用しません。

<次ページに続く>

■会場までのアクセス

会場：札幌学院大学（江別市文京台 11 番地）

※札幌学院大学校舎案内図（本申込み書類に同封）を参照してください。

<最寄り駅>

■JR

「大麻」駅南口下車徒歩 10 分

■地下鉄

東西線「新さっぽろ」駅下車。

バスへ乗り継ぎ 10 分

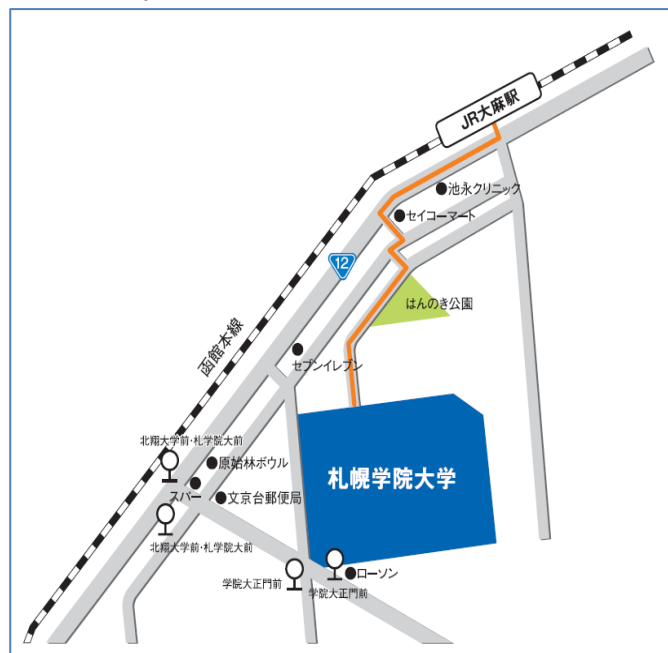
■JR バス・夕鉄バス

「新さっぽろ」駅～

「札幌学院大学正門前」下車徒歩 1 分。

「北翔大学前・札幌学院大前」下車徒歩 3 分

※駐車場には限りがありますので、仮申込の申し出により申請をお願いいたします。



■問い合わせ先

札幌学院大学 教育支援課 教職課程係

〒069-8555 江別市文京台 1 1 番地

窓口 平日 9:00～17:00 土曜 9:00～12:00

電話 011-386-8111 (代表)

FAX 011-386-8113

E-mail menkyo@ims.sgu.ac.jp (免許状更新講習 専用メールアドレス)